**運営推進会議について**

運営推進会議とは、介護保険法に定められたものです。

認知症対応型共同生活介護(グループホーム)、小規模多機能型居宅介護事業所、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(特別養護老人ホーム)、地域密着型特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム)（以下、「グループホーム等」という。）、平成28年度からは通所介護、認知症通所介護(デイサービス)（以下、「デイサービス等」という。）に設置が義務づけられています。

目 的

グループホームや通所介護等の事業者が自ら設置します。

利用者、地域包括支援センター(熟年相談室)の職員、区市町村職員、地域住民の代表者等に対し、提供しているサービス内容等を明らかにすることで、サービスの質の確保や向上、事業所による利用者の「抱え込み」の防止を図ることを目的としています。この会議が地域との連携の手がかりとなり、地域交流等が築かれることも目的です。

構成員

1. 利用者及び利用者の家族
2. 地域住民(町内会役員、民生委員、老人クラブ等)の代表者
3. 事業所が所在する区市町村の職員または当該区域を管轄する地域包括

支援センター(熟年相談室)の職員

1. グループホームや通所介護等について知見を有する者 など

内 容

グループホーム、デイサービス等事業者は、上記構成員による運営推進会議を設置し、運営推進会議に対して活動状況を報告し、当該会議による評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければなりません。

活動状況の報告内容は、情報提供の項目や、自己評価および外部評価の結果など、また、事業所の運営やサービス提供の方針、日々の活動内容、入居者の状態などです。

グループホーム等事業者は、おおむね二月に一回以上開催、

デイサービス等事業者はおおむね六月に一回以上開催となります。